

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月21日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市規則第28号

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年阿賀野市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職種別基準表

職種	基礎号給	
	職務の級	号給
登記事務	1	24
一般事務補助（施設業務）	1	3
栄養士	1	16
管理栄養士	1	30
看護師	1	25
准看護師	1	16
訪問調査員（地域包括支援センター事業対象者把握）	1	21
保健師	1	30
訪問調査員（介護保険）	1	30
地域包括支援センター支援専門員	1	30
障がい者（児）相談支援専門員	1	30
生活保護ケースワーカー	1	30
幼稚園・保育士（資格なし）	1	9
幼稚園・保育士（資格あり）	1	24
幼稚園・保育士（延長保育専任）	1	37
その他保育士・子育て支援員（子育て支援センター）（資格なし）	1	3
その他保育士・子育て支援員（子育て支援センター）（資格	1	16

あり)		
子育て支援員（児童館・児童クラブ）（資格なし）	1	5
子育て支援員（児童館・児童クラブ）（資格あり）	1	20
家庭児童相談員	1	30
介助員（学校）	1	3
学校生活支援員	1	13
適応指導教室指導員	1	25
学習支援教員	1	39
教育指導主事	2	15
教育センター長	2	34
部活動指導員	2	46
図書館司書	1	17
消費生活相談員	1	14
プール監視員	1	3
青少年育成センター育成員	1	3
地域おこし協力隊	1	18
社会教育指導員	1	48

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。